

建築設計業務委託特記仕様書

京都府文化スポーツ部スポーツ施設整備課

I 業務概要

1. 業務名称 京都スタジアム（仮称）実施設計等業務
2. 計画施設概要
- (1) 施設名称 京都スタジアム（仮称）
- (2) 敷地の場所 亀岡市追分町地内（亀岡駅北土地区画整理事業地内）
- (3) 施設の用途 スタジアム
（平成21年国土交通省告示15号 別添二第三号第2類とする。）
3. 設計と条件
- (1) 敷地の条件
- a 敷地の面積 約3.2ha
- b 用途地域及び地区の指定 都市計画区域内
商業地域、防火地域予定
- (2) 施設の条件
- a 施設の延面積 34,000㎡程度
- b 主要構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- c 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月28日改正）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。（○印を適用する。）
- | | | | | |
|------------|---|----|-----|---|
| 1) 構造体 | I | II | III | 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A | | B | 類 |
| 3) 建築設備 | 甲 | 乙 | | 類 |
- (3) 建設の条件
- a 工事費 130億円以下（税込み）
- b 工事工期 約20ヶ月
- (4) その他の与条件 別紙設計概要による
- (5) 基本設計図書の
最終提出期限 平成29年 1月31日
（※ただし、府が指示する関係機関との協議図面は平成28年12月28日とする。）
- (6) 業務委託工期 平成29年 3月31日

【電子納品対象業務】

電子納品の対象範囲については、「II業務仕様4.提出成果物等」のとおりです。

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成21年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分を適用する。

2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に☑印をしたものを適用する。）

(1) 一般業務

(a) 基本設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□		

(b) 実施設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□		

(2) 追加業務

基本・実施共通

委託	業務内容	特記事項
☑	積算業務 <input checked="" type="checkbox"/> 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）	
□	透視図作成 外観（ ）枚 大きさ（ ） 額の有無（ ） 内観（ ）枚 大きさ（ ） 額の有無（ ） 鳥瞰（ ）枚 大きさ（ ） 額の有無（ ）	
□	透視図の写真作成（ ）カット 枚数各（ ）枚 大きさ（ ） 電子データ（ ）	
□	模型製作 縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ）	

委託	業務内容	特記事項
<input type="checkbox"/>	模型の写真製作 () カット 枚数各 () 枚 大きさ () 電子データ ()	
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 消防署 <input checked="" type="checkbox"/> 保健所 <input checked="" type="checkbox"/> 警察署 <input checked="" type="checkbox"/> 関係市町村 <input checked="" type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input checked="" type="checkbox"/> 関西電力 <input checked="" type="checkbox"/> 大阪ガス <input checked="" type="checkbox"/> NTT <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道局 <input checked="" type="checkbox"/> その他法令手続	<input checked="" type="checkbox"/> の官公署と打合せを行うこと。 なお、 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外にも必要があれば行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	計画通知手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令に基づく各種手続き業務 (標識看板の作成、設置報告等の届け出)	
<input checked="" type="checkbox"/>	防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成	
<input type="checkbox"/>	建築物の利用に関する説明書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	
<input type="checkbox"/>	日影図の作成 (既存建築物)	
<input checked="" type="checkbox"/>	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- (c) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
なお、数量算出時及び数量調書作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いてチェックを行うこと。
- (d) 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。
- (e) 2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聞くこと。
建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、②建築設備士の氏名及び登録番号(規則第17条の35の登録を受けている場合)を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

建築工事設計図書作成基準	平成 21 年版
建築設備工事設計図書作成基準	平成 21 年版
建築設計基準	平成 21 年版
建築構造設計基準	平成 25 年版
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	平成 25 年版
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成 8 年版
木造計画・設計基準	平成 23 年版

建築設備計画基準	平成 21 年版	
建築設備設計基準	平成 21 年版	
建築設備設計計算書の手引	平成 21 年版	
建築設備耐震設計・施工指針	2014 年版	
昇降機耐震設計・施工指針	2014 年版	
排水再利用・雨水利用システム計画基準	平成 16 年版	
構内舗装・排水設計基準	平成 27 年版	
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	平成 25 年版	
公共建築工事標準仕様書（電気設備/ 機械設備工事編）	平成 25 年版	
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	平成 25 年版	
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備/ 機械設備工事編）	平成 25 年版	
公共建築木造工事標準仕様書	平成 25 年版	
建築物解体工事共通仕様書	平成 24 年版	
敷地調査共通仕様書	平成 23 年版	
建築工事標準詳細図	平成 22 年版	
電気設備工事標準図 / 機械設備工事標準図	平成 25 年版	
建築工事監理指針	平成 25 年版	
建築改修工事監理指針	平成 25 年版	
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針	平成 25 年版	
公共建築工事積算基準	平成 19 年版	
公共建築数量積算基準	平成 18 年版	
公共建築設備数量積算基準	平成 15 年版	
公共建築工事標準単価積算基準	平成 27 年版	
公共建築工事積算基準等資料	平成 27 年版	
京都府建設交通部営繕課 営繕工事 積算一般事項	平成 27 年度	貸与
京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料	平成 27 年度	貸与
京都府建設交通部営繕課 電気/ 機械設備工事積算参考資料	平成 27 年度	貸与
営繕工事積算チェックマニュアル	平成 27 年版	貸与

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③管理技術者通知書
- ④管理技術者経歴書
- ⑤管理・主任技術者実績

上記の④及び⑤には次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成12年度以降の同種又は類似業務の実績、平成12年4月以降に担当した京都府発注の業務実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成12年度以降の同種又は類似業務の実績、平成12年度以降に担当した京都府発注の業務実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成12年度以降の同種又は類似業務の実績
- (d) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・平成12年4月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

- (e) プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合の業務履行

プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合、技術提案書により提案された履行体制により本業務を履行すること。

なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

~~注1) 建築士については、免許証等の写しを添付すること。~~

~~注2) 添付した免許証については、免許証の原本と本大確認書類を提示し、監督職員の確認を受けること。~~

~~注3) 業務を再委託する場合、設委様式-3「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。~~

~~注4) 協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。~~

~~注5) 協力事務所に所属する建築士については、受託者において免許証の原本と本大確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。~~

~~注6) 建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員に報告すること。~~

~~注7) 建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。~~

~~注8) 「平成12年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。~~

~~① 平成12年4月以降に完成した施設の設計業務実績~~

~~② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）~~

~~③ 次を満たす施設の設計業務実績~~

~~(ア) 同種業務の実績における対象施設は、専用球技場、陸上競技場及び野球場で、観客席（固定先に限る。以下同じ。）10,000席以上の規模を有する施設の新築又は改築（当該改築部分が10,000席以上に限る。）とする。~~

~~(イ) 類似業務の実績における対象施設は、専用球技場、陸上競技場及び野球場で、観客席（固定先に限る。以下同じ。）10,000席以上の規模を有する施設の新築又は改築（当該改築部分が10,000席以上に限る。）とする。~~

~~(4) 管理技術者の資格要件~~

~~管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。~~

建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士

建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

(5) 貸与資料等

貸与する資料等 適用基準等のうち、貸与とされているもの

本仕様書文中で、貸与としているもの

本施設の図面（必要な部分の1部）

本施設の最新の計画通知書

既存施設の図面

標準設計例

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。

貸与場所（スポーツ施設整備課） 貸与時期（業務着手時）

返却場所（スポーツ施設整備課） 返却時期（業務完了時）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- (c) その他

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分*の範囲 ()
指定部分の履行期限 ()
※ 建築設計業務等委託契約書第36条の規定による。
- (b) 成果物の提出場所 (スポーツ施設整備課)
- (c) 成果物の取り扱いについて
提出されたCADデータについては、本施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (d) 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
① 写真は、本府が行う事務並びに本府が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
1) 写真を公表すること。
2) 写真を他人に閲覧させる、複写させる、又は譲渡すること。
- (e) 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について
別表1による。
- (f) ~~改修・解体工事実施設計業務における図面目録について~~
別表2による。

4. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の☑印部分を適用する。(数字は提出部数を示す)

図面の大きさ 基本設計 A-1 A-3、実施設計 A-1 A-2

原図、正本には設計者名及び押印して提出すること。

本設計業務委託は電子納品対象業務です。
京都府電子納品ガイドライン（建築工事及び建築設計業務編）に基づき図面書類等を電子納品して下さい。なお、電子納品の対象範囲は下表電子納品欄のとおりです。
ガイドライン掲載ページ：<http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

(1) 基本設計☑

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築意匠》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計説明書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《建築構造》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本構造計画案	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計画概要書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《設 備》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設備計画概要書、仕様概要書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(2) 実施設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築工事》			
<input checked="" type="checkbox"/>	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1部+縮小1	1部 縮小2	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造設計図、構造仕様書	1部+縮小1	1部 縮小3	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC）	1部+CD-R	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
	《設備工事》			
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計図	1部+縮小1	1部 縮小2	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計計算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC）	1部+CD-R	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	計画通知書	1部+CD-R	4部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	日影図（既存建築物）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	数量算出チェックリスト及び積算数量調書チェックリスト	1部		<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各種官庁届出書等	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(3) 基本・実施共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	透視図（ ）	1式	1部(写真)	<input type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	模型（ ）	1式	1部(写真)	<input type="checkbox"/> 対象*
	資料、報告書類			
<input checked="" type="checkbox"/>	現地測量調査報告書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	地質調査報告書	2部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各技術資料	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	各調査記録書（現地調査、施設調査等）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	空气中アスベスト濃度調査結果（ヶ所）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	建材のアスベスト含有調査結果（ヶ所）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	保温材のアスベスト含有調査結果（ヶ所）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象

注 * =Excel、Word、一太郎で作成された場合、写真の場合。

縮小=縮小版（A-3判）の原図、製本を提出。（写真）=額入りとする。

図面=原図（図面ファイル入）、製本（背張り製本）。書類=正本、副本（フラットファイル綴程度）。

5. その他の特記事項

(1) 標準設計例の使用

京都府が定めた標準設計例を使用する場合は、標準設計図に準拠して設計を行い、監督職員の承認を得ない限りこれを変更してはならない。

(2) 現地調査

(a) 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）（別図の範囲）

測量等の方法 専門業者による測量及び調査
 設計事務所職員等による測定及び調査

(b) 構造計画に伴う地質調査（ボーリング調査）

国土交通大臣官房官庁営繕部監修の敷地調査共通仕様書によるボーリング調査とし、延長は約（156）m、箇所数は（12）箇所とする。（支持層N値40以上を確認）標準貫入試験を行い、乱された試料の採取を行う。（地質調査報告書 3部及び土質標本 1式提出。）

~~(c) 既存建築物改修・解体工事における建材及び保温材のフラスコ含有調査~~

~~石綿の含有の可能性のある建材及び保温材について、資料を採取し、分析調査（定性・定量調査）を行う。石綿含有部材に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させる。~~

~~処理方法に関しては、関係諸官庁（労働基準監督署等）と充分協議を行うこと。~~

~~分析箇所数 → 総計 → 箇所~~

~~（設備機器、及び配管の保温材・床タイル・石膏ボード等）~~

~~(d) 既存建築物改修・解体工事におけるPCB調査~~

~~受変電設備機器、照明器具安定器等について、調査を行うこと。~~

~~（メーカー名、製造年、品番等で確認する。）~~

~~(e) 既存建築物改修・解体工事における内部備品調査~~

~~別添の調査リストを元に備品の夫さき、重さを調査する。調査リストに記載の無い備品についても調査すること。~~

(f) 周辺工作物（擁壁、塀等）、及び地中埋設物調査

敷地内及び敷地周辺の工作物等に関して、建築工事・解体工事等の際に損傷の恐れが無いか、及び隣接地への影響の有無を含め調査を行うこと。

損傷の恐れが有る際は、有効な仮設計画を講ずること。

~~(g) 電波障害調査（調整要）~~

~~既設テレビ電波障害対策設備受信部（解体建物塔屋に設置）の移設先選定のための電波状況調査、及び移設の設計を行うこと。~~

~~(h) 設備機器等調査~~

~~既存建築物改修・解体とは別に撤去・処分が必要な設備機器等について、また、蛍光灯ランプ、フロンガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて、十分な調査を行うこと。~~

(3) 製図

- (a) 製図法は、JISA0150（建築製図）及びJISZ8302（製図通則）による。
- (b) 製図は「国土交通省電子納品要領」、「京都府電子納品ガイドライン（建築工事及び建築設計業務編）」に基づきCADにて作成する。
- (c) 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
- (d) 図面枠、特記仕様書は、本府が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (e) 表紙及び図面リストを作成すること。

(4) 設計図書

- (a) 構造計算書の様式は、（一社）日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- (b) 特殊な構造を使用する場合においては、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。
- (c) 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ 3. (2)「適用基準等」によることとし、計算にあたってはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (d) メーカーの資料については、事前に監督職員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。
メーカー等が作成した図面の提出は認めない。
- (e) 積算内訳書の作成は、別紙1による。
- (f) 単価は、月間刊行物の掲載価格（2誌の比較）とする。刊行物にない価格は見積りによることとし、3社以上の見積りを徴することとし、その見積書には法定福利費相当額が明示されていることとする。（その他別に定める積算基準によるものとする。）
なお、見積書を徴する際は実勢価格のヒアリングを行うこと。
- (g) 諸資材は、“つとめて”京都府内産を使用するよう考慮すること。
- (h) 使用木材における杉、ひのきについては、京都府内産木材、京都木材規格材の採用を検討すること。

(5) 検査等

- (a) 提出した設計図書は、本府の検査に合格しなければならない。
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
- (b) 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、必要に応じて担当者を現場に派遣し説明すること。

(6) 成果物の取扱い

提出されたCADデータについては、本設計に係る工事の受注者に貸与し、施工図、完成図の作成及び、完成後の維持管理に使用する。

(7) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム[PUBDIS]）

500万円以上の業務については、PUBDISに「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、「業務カルテ仮登録（監督職員の押印済み）」を提出し確認を受け、速やかに登録を行う。

(8) 業務成績の相互利用

500万円以上の業務については、業務成績の相互利用の対象案件となるため、受注者あて成績を通知した後、発注者がPUBDISに業務評定点を入力することとする。

『工事費積算書（内訳書）の電算入力について』

京都府建設交通部営繕課

今回の設計業務委託のうち、工事費の積算については、数量算出書の他、内訳書については営繕積算システムRIBC又はRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）内訳書数量入力システムLITE（以下RIBC等という）によって入力したCD-Rを提出して下さい。

RIBC又はRIBC2のどちらで提出するかについては監督職員と調整して下さい。

RIBC等については下記の（一財）建築コスト管理システム研究所との内訳書数量入力システム利用契約を結び、本府より供給する名称及び標準単価ファイルと併せて入力作業を行って下さい。

入力するのは内訳書（内訳明細書、別紙明細書、代価表）の各項目（名称、数量、単位、単価（参考単価）、備考欄）とします。

提出するCD-Rのフォーマット形式は、京都府電子納品ガイドラインに従い、ISO9660（レベル1）として下さい。

なお、利用契約の経費は業務委託料に含まれています。

記

* 営繕積算システムRIBCの問い合わせ先

（一財）建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル5階

契約関係 TEL:03-3434-3290 FAX:03-3434-5476

システム関係 TEL:03-5425-2518 FAX:03-5425-2519

利用契約の経費

内訳書数量入力システムLITEの契約にあたっては、

利用料金：1ライセンス×1ヶ月@10,000円〔消費税別〕が必要です。

※契約時には別途消費税が必要となります。

なお、本システム及び操作マニュアルは、（一財）建築コスト管理システム研究所のホームページからのダウンロード版となります。システムCD-R及び冊子マニュアルが必要な場合には、別途料金が必要となります。

1セット@5,000円〔消費税別〕（上記利用料金に加算されます。）

※業務委託料には含まれません。

* RIBC等の動作環境（以下のシステムを準備して下さい）

Windows版の場合

	RIBC	RIBC 2
OS	Windows 7 (32bit版) Windows Vista SP2 (32bit版)	Windows 8 Windows 8.1 Windows 7 (32bit版) Windows Vista SP2 (32bit版)
	Internet Explorer 5.5 ServicePack2 以上 NET Framework 4 のインストールが必要	
CPU	上記基本ソフトウェアの動作するIntel製もしくは互換CPU	
メモリ	64MB以上(128MB以上奨励)	
HDD	200MB以上	
プリンタ	Windows対応のプリンタ ☆	
その他	システム、及び操作マニュアルについては、ダウンロードによる配布	

☆ 一部のインクジェットプリンタ等では有効印字領域が狭いため、正常な印刷ができないことがあります。

別表 1

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	告示15号の業務内容		適用※	備考
基本設計に関する業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△	基本設計書による
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 設計上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	△	基本設計書による
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	△	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		△	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○	
(5) 基本設計図書の作成		○		
(6) 概算工事費の検討		○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		△		
実施設計等に関する業務	(1) 要求の確認	i) 建築主の要求等の確認	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の確認	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△	
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	△	特記仕様書は本府書式による。	
	ii) 確認申請図書の作成	○		
(5) 概算工事費の検討		○		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		△		
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×	

※ 本業務委託において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す

京都スタジアム（仮称）実施設計等業務 設計概要

1 設計目的

「京都スタジアム（仮称）の整備に向けて」（以下「基本構想」という。）に記載された、京都スタジアム（仮称）が目指す理念や整備の考え方を実現し、また、「京都スタジアム（仮称）を核としたにぎわいと施設運営について（案）」（以下「にぎわい案」という。）に沿ったにぎわい創出の場となるスタジアムを整備する。

2 業務概要（建築設計業務委託特記仕様書及び本紙による。）

基本構想、にぎわい案、「京都スタジアム（仮称）基本案作成業務報告書」及び「京都スタジアム（仮称）基本設計書」（以下「基本設計等」という。）の内容を最大限活用し、予定地変更後の亀岡駅北土地区画整理事業地（以下「新敷地」という。）における京都スタジアム（仮称）の基本設計（以下「一部修正基本設計」という。）及び実施設計を行う。

(1) 一部修正基本設計業務

- ・新敷地における建物の構造、スタジアムの運営等に必要な諸室の配置、基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、内外のデザインのとりまとめ
- ・法令上の諸条件の確認及び関係機関との調整
- ・実施設計方針の策定
- ・概算工事費の検討

(2) 実施設計業務

- ・実施設計図書の作成
- ・工事費内訳書の作成

3 施設概要

(1) 施設規模

- ・延面積 34,000 m²程度
- ・座席数 一般席・・・20,000席以上を確保すること。
一般席以外に、車いす席、記者席、VIP席他、適宜計画すること。
- ・フィールド サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールが可能なコート配置とする。
上記以外の必要諸室の詳細については、別紙の面積表による。

(2) 設計範囲

- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事一式
- ・フィールド工事、外構工事一式
- ・スタジアムに係る諸設備工事一式
- ・クライミングウォール施設一式

4 設計にあたっての留意事項

(1) 一部修正基本設計について

基本設計等では、敷地を京都・亀岡保津川公園地内（以下「旧予定地」という。）で建設する場合の諸条件から基本構想とにぎわい案を具体化しているため、必要がある部分について、新敷地の形状、面積に合わせて、基本設計等の建物の形状等及び外構計画について修正のうえで、実施設計を行うものとする。

なお、この場合必ずしも基本設計等の形状等を踏襲する必要はない。また、旧予定地で考慮した治水対策は不要とする。

その他、修正の必要な項目については設計業務の中で協議・検討する。

(2) 適用基準等

建築設計業務委託特記仕様書によるほか、次のとおりとする。

- ・「スタジアム標準」（2010 公益財団法人日本サッカー協会）

スタジアムのクラス別分類におけるクラス1に適合する計画とする。

- ・ Jリーグスタジアム検査要項 [2015 年度用] (公益社団法人日本プロサッカーリーグ) に適合し、同要項 [2020 年度用 (案)] についても可能な限り対応する計画とする。
- ・ ラグビー、アメリカンフットボールの各競技規則における施設関係の基準
- ・ 「屋外体育施設の建設指針 平成 24 年改訂版」(公益財団法人日本体育施設協会 屋外体育施設部会)

(3) 基本的な検討事項

基本設計等の成果を踏まえつつ、特に次に掲げる事項について、検討・具体化、必要に応じ提案等を行う。

①敷地利用計画、配置計画

- ・ 敷地を最大限有効活用できる建物配置や構造の検討 (構造性能評価を含む)

②建築・設備・構造計画

- ・ フィールドとゼロタッチの観客席を実現するスタンド計画の検討
- ・ 周辺住民の住環境に対するスタジアム運営における影響の分析、緩和対策の検討
- ・ 観客の移動時及び避難時における安全な動線計画の検討 (避難安全検証を含む)
- ・ 建設コスト縮減に資する構造計画、工法等の検討
- ・ 天然芝の維持管理のため採光、通風の確保
- ・ 地下水の流動等に影響を生じさせないスタジアムの基礎構造の採用
- ・ スタジアム施設を活用した国際規格に対応した室内クライミングウォールの設置
- ・ にぎわい諸室(クライミングウォールを除く)を商業施設等としてテナント使用できる計画 (2000m² 程度) の検討
- ・ ランニングコストを低減し、出来るだけメンテナンスフリーとなるような手法の検討
- ・ 京都らしいおもてなしができる VIP ルーム (300m² 程度) の設置

③防災計画

- ・ 防災拠点、防災備蓄倉庫 (500m² 程度) 及び避難所としての必要機能の検討

④環境負荷低減計画

- ・ 府内産木材の利用箇所及び内容の具体化
- ・ 敷地、施設のポテンシャルを最大限活かし、太陽光発電など、様々な自然エネルギーの活用の検討
- ・ 各種環境負荷低減技術、再生資材の利用箇所及び内容の具体化

⑤ユニバーサルデザイン計画

- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づく全体計画 (サイン計画を含む)

⑥セキュリティー計画

- ・ 大規模イベント時を考慮した適切なセキュリティー設備、利用者の入退場の動線処理
- ・ にぎわい施設の管理運営体制を考慮したセキュリティー区分

⑦施工計画

- ・ 近隣河川等に生息するアユモドキに影響を与えないよう、騒音・振動を抑えた施工・工程計画の検討
- ・ 亀岡市ほか関係機関の関連工事を考慮した施工・工程計画の検討
- ・ 仮設計画の検討
- ・ 亀岡市内の道路事情を考慮した工事用の資材・機材・重機等の搬入経路の検討

⑧コンピューターシミュレーション等による評価

- ・ フィールドへの採光、通風の確保に関する評価
- ・ 試合や大規模イベント時の騒音・振動・光の影響に関する評価

(4) 関係団体等のニーズ等の把握確認

- ・ 本業務の過程で、競技団体ほか関係団体や専門家等と協議、意見交換を行う場合がある。その際には必要な資料を作成するほか、必要に応じ同行等、可能な範囲で協力すること。
- ・ 諸室等の配置については、Jリーグ等と協議を行うこと。

(5) 他の事業との調整

亀岡駅北土地区画整理事業地内のインフラ整備計画や建築計画について、適時、関係機関等に確認を行い、設計に反映させること。

(6) 関係法令に係る事前協議等

基本設計等で取りまとめた関係法令について、事前に関係各所との協議を行い、法令適用に際しての疑義を解消しておくほか、設計の基本的な内容が各関係法令に適合していることを確認する。

(7) その他

京都府及び亀岡市は共同で、亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保全専門家会議を設置しており、各種の計画検討に当たり、同会議の意見を聴取する場合がありますので、協議資料の作成、同会議への出席など可能な範囲で協力すること。また、同会議から聴取した意見については設計に適切に反映すること。

6 業務スケジュール

- ・基本設計図書の提出期限 平成 29 年 1 月 31 日
(※ 別途府が指示する関係機関との協議図面は平成 28 年 12 月 28 日)
- ・実施設計図書の提出期限 平成 29 年 3 月 31 日

■ 京都スタジアム(仮称)面積表(想定)

※各室面積及び用途については設計業務の中で調整可能とする。

区分	京都スタジアム		考え方		
	室名	各室面積 (㎡)	スタジアム標準 (クラス1:国際大会(親善試合)・新設) 財団法人 日本サッカー協会	スタジアム検査要項[2015年度用] [2020年度用](案) 社団法人 日本プロサッカーリーグ	
延べ床面積		約34,000㎡			
球技場					
競技関連					
	選手利用	800			
	チーム更衣室1(サブ)	500	2室、25人以上のベンチ、仕切られた個人用スペースまたはロッカー 150m2以上 4室(推奨) 温水シャワー、鏡付洗面台、スパイク洗浄用シンク、トイレ	p17 4・1・1 ④③②⑤	2室、25人以上の更衣設備を備えること (ACLは30人) 120m2以上 温水シャワー8基以上、洋式トイレ、鏡付洗面台を設置
	チーム更衣室1(メイン)				
	チーム更衣室2(サブ)				
	チーム更衣室2(メイン)				
	シャワー室1				
	シャワー室2				
	ウォームアップエリア1	150	チーム用更衣室に隣接、各100m2以上、屋内外どちらも可	p18 4・1・3 ①	両チームが同時にかつ個別に使用できること
	ウォームアップエリア2	150			
	監督利用	60			
	監督室1	30	チーム用更衣室に隣接する場所	p18 4・1・2 ①②	チーム更衣室に隣接して、それぞれ設置すること
	監督室2	30	24m2以上	p18 4・1・2 ③	
	審判利用	90			
	審判更衣室1	30	24m2以上×1か所 4人用更衣室×2か所(女性審判員に配慮)	p19 4・2・5 ①②	4人の更衣設備を備え、7人以上収容可能な部屋 2人以上の更衣設備を備えた第2審判更衣室を備えること
	審判更衣室2	30		p19 4・2・5 ①③	
	審判ウォームアップエリア	30			審判が専用にウォームアップできるスペースを確保すること
	マッチ・コーディネーション・ミーティング室	40	24m2以上、13名程度が利用	p19 4・2・4 ②	13人以上収容可能な部屋
	ドーピングコントロール室(待合室含む)	55	36m2以上 待合室:8人が十分に座れる椅子席、冷蔵庫、テレビ	p20 4・2・7 ②⑤	待合室、検査室(1~2室)、トイレ(1~2室)、温水シャワー(1室)が整備されていること 待合室:12名以上が収容可能
	トイレ	適宜	更衣室に隣接し、更衣室から直接・安全にアクセスできる	p18 4・1・1 ⑤	
	階段/通路	適宜			
	倉庫・予備室	適宜		p21 4・3・2	
運営関連					
	管理運営	120			
	管理事務室	60			
	防災センター	60			
	大会運営	800			
	運営本部(会議室)	200	200m2以上	p18 4・2・1	100m2程度
	運営本部(事務室)			(p42)	
	運営本部(倉庫)				
	運営本部(現金管理室)				
	医務室	50	50m2以上	p19 4・2・6 ②	50m2程度
	前座試合用チーム更衣室1	120			推奨(設置すべき)
	前座試合用チーム更衣室2				
	セキュリティスタッフ室	50			推奨(設置すべき)
	ボールパーソン室	40	設置すべき	p20 4・2・8	推奨(設置すべき)
	ボランティアスタッフ室	80	設置すべき	p20 4・2・8	推奨(設置すべき)
	マスコット演出関係控室	45	設置すべき	p20 4・2・8	推奨(設置すべき)
	エスコートキッズ控室	30		p20 4・2・8	推奨(設置すべき)
	MC室	20			メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること
	記録室	20	18m2以上 ピッチ全体、試合の進行を見渡せる場所	p18 4・2・3 ①②	ピッチ全体が見渡せること、原則個室
	警察司令室	25			観客席全体が見渡せる場所に設置すること
	消防司令室	25			観客席全体が見渡せる場所に設置すること
	警備本部室	25	スタジアム全体を見渡すことのできる位置	p34 8・2・2	
	場内放送室	30		p18 4・2・2	ピッチ、観客席全体及び大型映像装置が見える場所に個室で設置
	大型映像装置操作室	40		p30 6・6・2	

■ 京都スタジアム(仮称)面積表(想定)

※各室面積及び用途については設計業務の中で調整可能とする。

区分	京都スタジアム		考え方			
	室名	各室面積 (㎡)	スタジアム標準 (クラス1:国際大会(親善試合)・新設) 財団法人 日本サッカー協会	スタジアム検査要項[2015年度用] [2020年度用](案) 社団法人 日本プロサッカーリーグ		
A	エントランスホール	200				
	ミックスゾーン	200	200㎡以上(記者スペース:2.5㎡/人)、1か所	p23 5・3・3	チーム更衣室とチーム用駐車場の間で、記者室、カメラマン室、記者会見室よりアクセスしやすい場所に設置すること	Ⅲ-4 (5)
	トイレ					
	階段/通路	適宜				
	倉庫・予備室					
	メディア・中継関連					
	メディア関連	560				
	記者室	200	200㎡以上(カメラマン控え室を含む)	p23 5・3・1 (p43)	80人以上収容可能な部屋	Ⅲ-4 (2)
	カメラマン室(TVクルー・フォトグラファー)	50	200㎡以上(記者室を含む)		40人以上収容可能。カメラ用ロッカー、冷蔵庫を設置すること	Ⅲ-4 (3)
	記者会見室	200	100㎡以上、多目的に使用する	p23 5・3・2	200㎡程度	Ⅲ-4 (4)
	記者席	観客席に含む	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで120席以上	p22 5・1 (p43)	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで80席以上	I-2 (5)
	スタジオ1	15			チーム更衣室の近くに5m×5m、高さ2.3mのスタジオを設けること	Ⅲ-4 (7)
	スタジオ2	15				
	メディアラウンジ	80	カフェテリア	p23 5・3・1	リフレッシュメントエリア(食事を提供できるエリア)があること	Ⅲ-4 (2)
	中継関連	250				
	実況放送室	100	メインカメラと同じサイド、ピッチ中央、5箇所以上	p22 5・2	5箇所設置できること	Ⅲ-5 (1)
	中継スタッフ控室1					
	中継スタッフ控室2	150			中継を行うスタッフの控室を設置すること	Ⅲ-5 (2)
	中継スタッフ控室3					
	トイレ					
	エレベーター	適宜				
	階段/通路					
	その他(インフラ関係)					
	スタンド(観覧席)					
	スタンド	適宜	20,000~40,000人(クラス1新設) 全席個席であること 席幅:450mm以上	p27 6・3・1	J1は15,000人以上、J2は10,000人以上	I-1 (1)
	観客利用					
	トイレ	2,000	推奨する最小設置数(設備数は女性1,000人につき20室、男性1,000人につき5室と小便器10器、洗面台は女性1,000人につき7台、男性1,000人につき5台) 観客5,000人に1室の割合で多目的トイレの計画を検討	p28 6・4・4	どの席からもアクセス可能な場所に設置すること 1000人の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、 男性の観客1000人に対し、男性用小便器8台を備えること 最大入場可能数に見合う適正な数を設置すること(最少設備数は女性1,000人につき20室、男性1,000人につき5室と小便器10器、洗面台は女性1,000人につき7台、男性1,000人につき5台) 車椅子席からアクセス可能な場所に、席数に応じた数を設置すること	V-9 (1) V-10
総合案内所・券売所	100			入場ゲート付近に複数の窓口を設置すること	V-4	
コンコース	3,000		p26 6・2			
救護室	70	開催規模に合わせ、適宜配置出来るよう計画	p29 6・4・6 p35 8・5	どの席からもアクセス可能な場所に複数設置し(仮設でも可)、応急セットを備えること 常設の救護室を設置すること	V-5 V-6	
授乳室	70			どの席からも誘導でき、アクセス可能な場所に設置すること	V-7	
多目的室	150					
売店	600		p28 6・4・2 6・4・3	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること	V-12	
階段/通路						
エレベーター等	適宜					
倉庫・予備室						
その他(インフラ関係)						

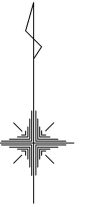
■ 京都スタジアム(仮称)面積表(想定)

※各室面積及び用途については設計業務の中で調整可能とする。

区分	京都スタジアム		考え方				
	室名	各室面積 (㎡)	スタジアム標準 (クラス1:国際大会(親善試合)・新設) 財団法人 日本サッカー協会	スタジアム検査要項[2015年度用] [2020年度用](案) 社団法人 日本プロサッカーリーグ			
VIP	VIP諸室	630					
	VIP受付	300	VIP席から直接アクセスできること	p32 7・2・1⑤	VIP用の屋根付き専用入口と受付を設置すること	Ⅲ-3 (1)	
	VIPラウンジ				VIP席から直接アクセスできること VIP席の収容人数が入れる広さのラウンジを設置すること	Ⅲ-3 (2)	
	VIP室1						
	VIP室2						
	ビジネスラウンジ	230			スポンサー等の取引先のためのラウンジ付ビジネスシートを設置すること	I-2	
	ビジネスラウンジ						
	パントリー(収納)	50	VIPエリア内、もしくは隣接した状態でパントリーを設置	p32 7・2・1⑤	VIPラウンジ用のパントリーを設置すること	Ⅲ-3 (3)	
	厨房	50					
	トイレ	適宜	対象人数に応じた十分なトイレ(男女共)を確保	p32 7・2・1 ⑥	VIP専用トイレを設置すること 車椅子のVIPに備えた施設にすること	Ⅲ-3 (2)	
	エレベーター等						
	階段/通路						
	倉庫・予備室					VIP接遇スタッフの控室を設置すること	Ⅲ-3 (4)
	その他(インフラ関係)						
	その他	備蓄倉庫	500				
		サーバー室	適宜				
電気室							
グランドキーパー関連室							
水槽等							
器具庫・倉庫							
階段/通路							
その他(インフラ関係)							
駐車場(運営・サービス・チーム・緊急・VIP・車いす)		3,000					
にぎわい	にぎわい関連						
	にぎわい諸室	3,000					
	クライミングウォール	1000					
	商業(テナント)ゾーン	2000					
	トイレ	適宜					
	エレベーター						
	階段/通路						
	倉庫・予備室						
	その他(インフラ関係)						

亀岡駅北土地区画整理事業

変更事業計画(案)



公園

スタジアム建設用地

公園

JR亀岡駅

